

## 役員選任規程

平成 27 年 3 月 18 日 制 定

第 1 条 この規程は、一般社団法人札幌放射線技師会（以下、「当法人」という）定款第 5 章第 24 条に従って行われる役員選任に関して定める。

### （投票権）

第 2 条 当法人定款第 3 章第 5 条第 1 項により会員として登録された者は、この規程に定める投票権を有する。

### （届出）

第 3 条 理事および監事に立候補しようとする者、または推薦しようとする者は総会開催日 1 週間前までに総会運営委員長に届け出なければならない。推薦の場合は、本人の同意を必要とする。なお、立候補届出等に必要な届出書ならびに様式は別に定める。

### （決議）

第 4 条 役員を選任は、総会運営委員会が総会での議案決議で行う。

第 5 条 議決は次の順序で行う。

- (1) 理事
- (2) 監事

第 6 条 当選人は定款第 4 章第 19 条第 3 項に基づき決めるが、議決の方法は総会出席者による無記名投票とする。

### （役員任期）

第 7 条 理事・監事の任期は、次期選挙までとする。

### （理事・監事立候補および推薦の条件）

第 8 条 被選挙権は、年会費を完納している会員に限る。

## 附 則

1. この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
2. この規程は平成 27 年 3 月 18 日から施行する。